

改正後	改正前
(削る。) (別記4) 農業教育高度化事業 第4 全国事業 1 (略) 2 事業内容 (1) 農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施 事業実施主体は、農業教育機関の指導者の指導能力向上、学生等の能力向上、学生等の交流等を支援するため、以下のア及びイの取組を実施する。 なお、取組の実施に当たっては、利便性、研修効果等を考慮し、開催方法(集合型又はオンライン方式)について十分検討すること。 ア 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 (i) 経営戦略やマーケティング、スマート農業技術や環境配慮型農業等、指導者に必要な知識や技術を習得させるための研修 (ii) (略) イ 農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組	(別記4) サポート体制構築事業 (略) (別記5) 農業教育高度化事業 第4 全国事業 1 (略) 2 事業内容 (1) 農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施 事業実施主体は、農業教育機関の指導者の指導能力向上、学生等の能力向上、学生等の交流等を支援するため、以下のア及びイの取組を実施する。 なお、取組の実施に当たっては、利便性、研修効果等を考慮し、開催方法(集合型又はオンライン方式)について十分検討すること。 ア 農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 (i) 経営戦略やマーケティング、先端農業技術や環境配慮型農業等、指導者に必要な知識や技術を習得させるための研修 (ii) (略) イ 農業教育機関の学生や現役農業者等の能力向上に資する取組

(i) (略) a・b (略) c 労働安全や労務管理の知識など、働きやすい労働環境の獲得・整備のための取組 d 有機農業など、環境に配慮した農業に関する取組 e (略) (ii) (略) (2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組 所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教育機関等は、第5の4の(1)から(5)までの取組を実施する。 なお、事業実施に当たったての留意事項は、第5の12の(2)から(12)までを準用する。 (3) 国際的な農業人材育成のための取組 地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、以下のア及びイの取組を実施する。 ア 海外農業研修に参加する学生等への支援 以下の(ア)及び(イ)を満たす学生等が海外農業研修に参加するための経費を支援する。 (ア) 以下のaからeまでの要件を満たす海外農業研修に参加すること。	(i) (略) a・b (略) c 労働安全や労務管理など、働きやすい労働環境整備のための取組 d SDGsや有機農業など、環境に配慮した農業に関する取組 e (略) (ii) (略) (2) 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組 所在する都道府県への就農を原則としない民間団体が運営する農業教育機関等は、第5の4の(1)から(6)までの取組を実施する。 なお、事業実施に当たったての留意事項は、第5の12の(2)から(9)までを準用する。 (3) 国際的な農業人材育成のための取組 地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、以下のア及びイを満たす学生等が海外農業研修に参加するための経費を支援する取組及び海外農業研修等の普及啓発の取組を実施する。 (新設) ア 以下のaからeまでの要件を満たす海外農業研修に参加すること。
--	---

a～e (略)

(イ)別紙様式第4号により海外農業研修計画を提出し、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること。

事業実施主体は、その適否の判断に当たっては、外部有識者等による審査を行うものとする。ただし、都道府県等において当該学生等の海外農業研修への参加について別途審査が行われている場合には、当該都道府県等からの推薦等をもってこれに代えることができる。

支援する経費の上限は、海外農業研修に参加する学生等1名につき、海外農業研修参加経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

イ 農業分野における海外研修・留学等の普及啓発

農業を学ぶ学生等が、農業分野における海外研修・留学の意義・効果等について理解を深めることができるよう、全国規模で普及啓発を実施する。

3～5 (略)

6 事業実績の報告

事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業実績報告書を作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに、経営局長に報告する。

また、事業実績報告書の提出後も経営局長が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、随時報告を求めることができる。

a～e (略)

イ 別紙様式第4号により海外農業研修計画を提出し、将来的に農業に従事する意思があると宣言すること。

事業実施主体は、上記イの適否の判断に当たっては、外部有識者等による審査を行うものとする。ただし、都道府県等において当該学生等の海外農業研修への参加について別途審査が行われている場合には、当該都道府県等からの推薦等をもってこれに代えることができる。

支援する経費の上限は、海外農業研修に参加する学生等1名につき、海外農業研修参加経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額とする。

(新設)

3～5 (略)

6 事業実績の報告

事業実施主体は、別紙様式第1号から第3号までのうち該当する様式により事業実績報告書を作成し、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに作成し、経営局長に報告する。

また、事業実績報告書の提出後も経営局長が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、随時報告を求めることができる。

7～9 (略) 第5 都道府県事業 1 都道府県農業教育高度化プランの作成 都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第5号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。 高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、<u>現在の農業の担い手に関する課題及び課題解決のための農業教育高度化の方針、新規就農等に関する具体的な数値目標、目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組、事業効果の把握・検証の体制等を記載する。</u> また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。加えて、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。	7～9 (略) 第5 都道府県事業 1 都道府県農業教育高度化プランの作成 都道府県は、本事業の実施に当たって、別紙様式第5号により、各都道府県における農業人材育成の課題や目標を明確化した農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）を作成する。 高度化プランの作成に当たっては、新規就農者の育成・確保に向け、教育機関、農業者等の意見を十分に踏まえ、<u>地域の農業の担い手に関する課題及び課題解決のための農業教育高度化の方針、新規就農等に関する具体的な数値目標、目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組、事業効果の把握・検証の体制等を記載する。</u> また、高度化プランは、関係者間で広く共有し、事業の進捗状況や目標達成状況等について、年度ごとに把握・検証を行う。加えて、必要に応じて高度化プランの見直しを行う等、効果的な事業実施に努める。
2 取組主体 本事業における取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付け	2 取組主体 本事業における取組主体は、以下の（1）から（5）までに掲げる団体等とする。ただし、4の（6）に取り組む場合、都道府県（道府県立農業大学校、農業試験場、普及組織等を含む。）を必須とし、市町村、農業機械メーカー・肥料農薬メーカー等の民間事業者、農業協同組合、農業を営む個人・法人・

農業者団体、大学・研究機関等が、取組に参画するよう努めること。なお、取組主体となる農業教育機関は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。 また、取組主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）を、別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。 (1) ～ (5) (略)	られた農業教育機関であり、取組の実施に必要な施設設備、人員等の体制を有するものとする。 また、取組主体は、高度化プランに位置付けられた農業教育機関（高等学校は除く。）を、新規就農支援ポータルサイトに登録することとする。 なお、4の（2）に掲げる取組を実施できる取組主体は、（1）から（4）までのみとする。 (1) ～ (5) (略)
3 (略)	3 (略)
4 事業の内容等 取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の（1）から（6）までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。 (1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化 (略)	4 事業の内容等 取組主体は、高度化プランの内容を踏まえ、以下の（1）から（6）までにより、当該事業実施年度に実施する取組を選択し、実施する。 (1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化 (略)
ア (略) イ 環境配慮型農業（有機農業を含む。）に関する知識、技術を習得できるカリキュラムの新たな検討・実施 ウ (略) エ 経営継承、事業継続計画の策定等のリスク管理、実践的な経営手法（事業計画作成や農業経営シミュレーションの演習等）、労務管理、労働安全等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施 オ 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）、6次産業	ア (略) イ 環境配慮型農業に関する知識、技術を習得できるカリキュラムの新たな検討・実施 ウ (略) エ 経営継承、事業継続計画等のリスク管理、実践的な経営手法（事業計画作成や農業経営シミュレーションの演習等）、労務管理、労働安全等を内容とするカリキュラムの新たな検討・実施 オ 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）、6次産業

化、<u>農泊や農福連携</u>等と内容とするカリキュラムの新たな検討・実施 カ・キ (略) (2)・(3) (略) (4) 若者の就業意欲を喚起するための活動 取組主体は、<u>学生等のニーズや地域の農業実態等を踏まえつつ、若者の就業意欲を喚起し、卒業後の就業（雇用就業を含む。）につなげるため、以下のアからキまでに掲げる取組を実施する。</u> ア～ウ (略) エ 農業法人等の労働環境や経営状況に鑑みた就業相談や農業法人等とのマッチング支援 オ 普及指導センター等の関係機関との連携による就業・定着支援 カ・キ (略) (5) (略) (6) 現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モデルの創出 農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等（以下（6）において「技術等」という。）を学び直すことができる環境を整備するため、以下のとおり、現役農業者等に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルを創出する。 ア 研修テーマ	化、<u>農福連携</u>等と内容とするカリキュラムの新たな検討・実施 カ・キ (略) (2)・(3) (略) (4) 若者の就業意欲を喚起するための活動 取組主体は、<u>若者の就業意欲を喚起するため、以下のアからオまでに掲げる取組を実施する。</u> ア～ウ (略) (新設) (新設) エ・オ (略) (5) (略) (新設)
--	---

以下の(ア)から(エ)までのうち1つ以上を選択する。

(ア) スマート農業

(イ) 環境と調和のとれた農業 (ただし、有機農業に関する

研修は必須)

(ウ) 農業経営

(エ) その他農業者等の技能向上、経営発展等に資するデー

マ

イ 取組内容

以下の(ア)から(エ)までのうち任意の取組を実施する。

(ア) 推進会議の開催

研修計画の具体化、進捗管理、研修後のフォローアップ、事業成果の取りまとめ等を行う推進会議を開催する。

(イ) 研修の実施

都道府県事業実施計画に基づく研修を実施する。

(ウ) 研修環境の整備

以下の(i)から(v)までにより、(イ)の研修の実施に必要な環境整備を行う。

(i) 農業用機械・設備の導入 (購入、リース等) 又は改

良

(ii) 農業用ハウスのリノベーション (気密性や保温性の向上など機能強化に必要な改修等に限る。)

(iii) 研修ほ場の設置 (研修の実施に必要なとなるほ場の借上げ、肥培管理等)

(iv) 研修コンテンツの作成・利用

(Ⅴ) その他研修の円滑な実施に必要な取組（研修の実施に要するデータ収集・分析、受講者の募集や研修情報の発信等に必要なウェブサイトの作成・運営、農場等におけるICT環境の整備、指導者向け研修の実施、研修効果を把握するための調査等）

(エ) 新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組
農業者等が新たな技術等を円滑に導入・活用できるよう、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察等を実施する。

ウ 成果目標

(ア) 目標年度及び成果指標

事業実施年度の３年後を目標年度に設定する。また、研修テーマに応じて、次の成果指標を設定する。ただし、これらによる目標設定が難しい場合は、補足可能な任意の指標を用いて、定量的な目標を設定することができ
る。

・アの（ア）のテーマ

スマート農業技術に取り組む農業経営体の数

・アの（イ）のテーマ

有機農業の取組面積又は有機ＪＡＳ認証を取得した農地面積

・アの（ウ）のテーマ

受講者の経営力の向上が認められた者（※）の割合

（※）売上高の10%以上の拡大、経営コストの10%以上の縮減、経営面積の10%以上の拡大、雇用者数の10%以上の増加、新たに法人化した、新

たに6次産業化に取り組んだ、新たに輸出に
取り組んだ、独立就農した、農業法人等の役員
や部門責任者等に登用された、のいずれかに
該当する者

・アの(エ)のテーマ

研修目的等に応じた定量的な目標

(イ) 達成状況及び予定の報告

取組主体は、別紙様式第6号の別添様式第3号によ
り、事業実施年度、その翌年度、翌々年度及び目標年度
における成果目標の達成状況及び取組実績を作成し、各
年度の翌年度の6月末日までに都道府県知事へ提出す
る。

また、取組主体は、同様の様式により、事業実施年度
の翌年度、翌々年度及び目標年度における取組予定を作
成し、各年度の6月末日までに都道府県知事へ提出す
る。

エ 留意事項

12に記載した各事項のほか、以下に留意することとする。

(ア) 研修の実施に当たっては、受講者の健康管理や事故防
止に十分に配慮すること。

(イ) 研修受講者については、現役農業者のほか、学生や就
農希望者等を含めることができる。ただし、学生が受講
する場合は、当該学生の就職予定先から研修テーマに
関する技術等の習得を求められている等、当該技術の
活用が見込まれる場合に限る。

(ウ) 研修の実施や研修コンテンツの作成に当たってのリ

ース等については、(3) による。また、本事業により作成した研修コンテンツについて、他の農業教育機関や研修施設等に配布するなど、広く活用されるよう努める。

(エ) 施設用地の整地や改良などの整備費は、補助対象としない。

(オ) 本事業により導入する農業機械等については、(2) を準用する。

(7) その他の取組

上記の(1) から(6) までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5～7 (略)

8 国の補助

(1) ～ (4) (略)

(5) 国は、次のとおり予算を配分する。

(6) その他の取組

上記の(1) から(5) までの取組を円滑に実施するために必要な会議、事業内容の検討及び事業効果の把握のために必要な調査、農業教育機関の指導者の能力向上を目的とした研修等(研修受講者個人の資格取得を目的とした研修は除く)への派遣、研修受講者の就農を支援するための専門員の設置、研修受講者へのフォローアップ活動等の取組を実施する。

5～7 (略)

8 国の補助

(1) ～ (4) (略)

(5) 国は、政策的に重要な取組(以下「重点取組」という。)について、優先枠を設定する(優先枠以外を一般枠とする。)。優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。

・ 4の(1) のアからウまでの取組

ア 都道府県又は都道府県内の取組主体における新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該都道府県又は当該取組主体に予算を配分しない。 イ 4の(1)から(5)まで及び(7)の取組 国は、政策的に重要な取組（以下「重点取組」という。）について、優先枠を設定する（優先枠以外を一般枠とする。）。優先枠の対象となる取組は、4に掲げる事業内容のうち、以下の取組とする。 ・ 4の(1)のアからウまでの取組 ・ 4の(1)のアからウまでの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組 また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。 なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び重点取組以外の取組については、一般枠とし	・ 4の(1)のアからウまでの取組を実施するために必要な(2)、(3)及び(5)の取組 また、予算配分に当たっては、研修受講予定者数、就農率、新規就農者の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。 なお、重点取組だが優先枠として予算配分されなかった取組及び重点取組以外の取組については、一般枠として、予算配分を行う。 (新設) (新設)
--	--

て、予算配分を行う。

立 4 の (6) の取組

都道府県知事は、別表 3 のポイント表によりポイント付けの上、都道府県事業計画に記載する。国は、ポイントが高い順に、予算の範囲内で採択する。なお、ポイントが同数となった場合は、国費が少ない事業を優先的に採択する。

(6) 国費要望額の上限については、以下のとおりとする。

ア 4 の (1) から (5) まで及び (7) の取組

各取組の総額について、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。

イ 4 の (6) の取組

都道府県当たり、1,500万円とする。

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第 6 号により都道府県事業実績報告を作成し、別添様式第 1 号を添えて、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2)・(3) (略)

10・11 (略)

12 その他事業に関する留意事項

(新設)

(6) 国費要望額の上限については、北海道は2,000万円、都府県は1,500万円とする。

(新設)

(新設)

9 事業実績の報告

(1) 都道府県は、取組主体が作成する事業実績を取りまとめ、別紙様式第 6 号により都道府県事業実績報告を作成し、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに当該都道府県を管轄する地方農政局長及び全国農業委員会ネットワーク機構に報告するものとする。

(2)・(3) (略)

10・11 (略)

12 その他事業に関する留意事項

(1) (略) (2) 4の(3)及び(6)の取組の実施に当たっては、幅広い世代の就農希望者(求職者、他産業に従事する社会人等)や農業者が受講しやすいよう、実施形態について、研修時期や時間帯(農閑期、土日、夜間)、研修開催方法(eラーニング形式を含むオンライン方式、産地等における出前講座)等に配慮するよう努める。 (3) ~ (6) (略) (7) 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安	(1) (略) (2) 4の(3)の取組の実施に当たっては、幅広い世代の就農希望者(求職者、他産業に従事する社会人等)が受講しやすいよう、研修期間、研修開催方法(eラーニング形式、土日・夜間開催等)等を配慮する。 (3) ~ (6) (略) (新設)
全性検査の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用する場合には、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。 (8) (略) (9) 4の(2)及び(6)により導入した機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用できる。 (10) ~ (12) (略) (13) 第5の4の(1)の(カ)及び(6)については、別記3の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。 (別表1) 補助対象経費 (全国事業)	(7) (略) (8) 4の(2)により導入した機械等については、効率的な利用を図る観点から、本事業の取組を実施しない時間帯や期間がある場合には、当該農業教育機関で実施している通常の農業教育及び農業研修に使用できる。 (9) ~ (11) (略) (12) 第5の4の(1)の(カ)については、別記4の第2の4又は別記7の事業により現に補助を受け、又は受ける予定の地域における取組は本事業の補助対象としない。 (別表1) 補助対象経費 (全国事業)

第4の2関係

区分	内容
謝金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、<u>外部講師による講義の実施</u>、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、<u>事業実施主体等の事業に参画する者（以下「事業実施主体等」という。）</u>に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するための、研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費及び研修

第4の2に関する経費

区分	内容
謝金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、<u>事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者</u>に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するための、研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費及び研修

賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のため、臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>事業実施主体等の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払	賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のため、臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>当該団体内の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該<u>団体内の賃金支給規則</u>による場合であっても、労働の対価として労働時間に応	賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のため、臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>当該団体内の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該<u>団体内の賃金支給規則</u>による場合であっても、労働の対価として労働時間に応	賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のため、臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>当該団体内の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該<u>団体内の賃金支給規則</u>による場合であっても、労働の対価として労働時間に応
---	--	--	--

う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>賃金支給規則</u>、<u>辞令等の根拠となる資料</u>を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体等は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</u>	
じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>上記の賃金支給規則等</u>を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、<u>事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</u>	
専門員等設置費 事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタン	専門員等設置費 事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタン

	たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、<u>事業実施主体等</u>の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いではない。 また、<u>事業実施主体等</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。	技能者給
	たに雇用した場合の経費。 専門員等設置費の単価については、<u>当該団体内の支給規則等</u>によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付するものとする。 専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いではない。 また、<u>事業実施主体又は共同機関</u>は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。	技能者給

	設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。		技能者給の単価については、<u>本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</u> 設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、<u>事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</u>
消耗品費	事業を実施するために必要となる<u>取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</u>	消耗品費	事業を実施するための<u>原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な費用。</u>
使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的	使用料及び賃借料	事業を実施するため追加的

	必要となる<u>研修コンテンツ</u>やサービスの使用料、パソコン、教育機材、<u>研修用機械・設備</u>、移動用バス等事業用機械器具、<u>研修ほ場等の借料及び損料</u>（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない。）。
必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。	
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（<u>研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析等</u>）を他の事業者等に委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するために必要な広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代、<u>社会保険料等の事業者負担分</u>など他の費目に該当しない経費。
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分を他の<u>団体に</u>委託するために必要な経費。
その他	事業を実施するための、<u>広告費</u>、<u>文献等購入費</u>、<u>複写費</u>、<u>会場借料</u>、<u>収入印紙代</u>など他の費目に該当しない経費。
(注) 1・2 (略) 3 農業機械・設備導入費及び備品費は別記4の第4の2の(2)、海外研修費は同(3)の取組の補助対象経費とする。 (別表2)	(注) 1・2 (略) 3 農業機械・設備導入費及び備品費は別記5の第5の2の(2)、海外研修費は同(3)の取組の補助対象経費とする。 (別表2)

補助対象経費（都道府県事業）

第5の4関係

区分	内容
謝金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、<u>外部講師による講義の実施</u>、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体等の事業に参画する者（以下「<u>取組主体等</u>という。」）に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。<u>取</u>

補助対象経費（都道府県事業）

第5の4関係

区分	内容
謝金	事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。
旅費	事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。<u>取</u>

	組主体等に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費及び宿泊費等の実費とする。 賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>取組主体等の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価	組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとするが、農業教育機関の学生や研修受講生に対する旅費は交通費及び宿泊費等の実費とする。 賃 金 事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。 賃金単価については、<u>取組主体の賃金支給規則</u>や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価
--	--	--

として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、<u>賃金支給規則</u>、<u>辞令等の根拠となる資料</u>を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければなら	として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。 設定された単価等が妥当であるかを精査するため、<u>賃金支給規則</u>、<u>辞令等の根拠となる資料</u>を申請の際に添付するものとする。 賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。 また、取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければなら
技能者給 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。 なお、設定された単価が妥当	技能者給 事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。 なお、設定された単価が妥当

	であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。	本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。 なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。 また、取組主体は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならぬ。
農業機械・設備導入費	事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用の農業機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。	事業を実施するために必要となる取得価格が50万円以上の研修用の機械等の購入・リースに必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）。
消耗品費	事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満	事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満

の消耗品、消耗器材、薬品類、 <u>原材料、生産資材、各種事務用品</u> 等の調達に必要な費用。	事業を実施するため追加的に必要となる <u>研修・教育コンテンツ</u> やサービスの使用料、パソコン、教育機材、 <u>研修用機械・設備、移動用バス等事業用機械器具、研修ほ場</u> 等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。	使用料及び賃借料	の消耗品、消耗器材、薬品類、 <u>原材料、各種事務用品</u> 等の調達に必要な費用。	事業を実施するため追加的に必要となる <u>教育コンテンツ</u> やサービスの使用料、パソコン、教育機材、 <u>移動用バス等事業用機械器具等</u> の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。	使用料及び賃借料
委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（ <u>研修・教育コンテンツ等の成果物の作成、データ解析、研修カリキュラムの実施等</u> ）を他の事業者等に委託するために必要な経費。	委託費	事業の交付目的たる事業の一部分（ <u>教育コンテンツ等</u> の <u>成果物の作成、研修カリキュラムの実施等</u> ）を他の事業者等に委託するために必要な経費。		
(注) (略)	(注) (略)	(注) (略)	(注) (略)		
(別表 3)	(新設)	(新設)			
ポイント表 第5の4の(6) 関係					
1 共通評価項目					
① 事業に幅広い関係者が参画しているか。					

ア	6つ以上の機関等が参画している。	7
イ	5つの機関等が参画している。	5
ウ	4つの機関等が参画している。	3
エ	3つの機関等が参画している。	1
②	事業実施計画書が適切かつ具体的に記載されているか。	
ア	されている。	1
イ	されていない。	不選 定
③	幅広いテーマについて研修を行う取組か。 3つ以上の研修テーマに取り組む。	2
④	第5の4の(6)の取組に新たにに取り組む。	15

2 テーマ別評価項目

研修テーマを複数選択する場合、2つを選択し、テーマごとにポイントを付与し、以下のア及びイの合計をポイントとする。

ア 2つのうち、ポイントが高いテーマのポイント数（ポイントが同数の場合は、いずれか一つを選択する。）

イ アでない方のテーマのポイント数を2で除した数

(1) 各テーマ共通

⑤ 研修受講者数	
各テーマの受講者の延べ人数	
ア 1,000人以上	8
イ 500人以上	6
ウ 300人以上	4
エ 100人以上	2
⑥ 研修時間	

エ <u>3</u> 3つ取り組む。	<u>2</u>
オ <u>2</u> 2つ取り組む。	<u>1</u>
⑨ <u>地域の農業者・学生等のニーズを満たす体系的な研修となっているか。</u> ア <u>幅広い又は希望に即した品目・技術等</u> <u>を</u> <u>取扱い、地域の農業者・学生等のニ</u> <u>ーズを満たす体系的な研修となっている。</u> イ <u>地域の農業者・学生等のニーズをある</u> <u>程度満たす研修となっている。</u>	<u>4</u> <u>2</u>
⑩ <u>他の地域への波及が期待される研修モ</u> <u>デルとなっているか。</u> ア <u>広く波及することが期待できる。</u> イ <u>一部地域への波及が期待できる。</u>	<u>6</u> <u>3</u>
⑪ <u>新規性・独創性の高い研修モデルとなっ</u> <u>ているか。</u> ア <u>新規性及び独創性がいずれも高いも</u> <u>のとなっている。</u> イ <u>新規性又は独創性が高いものとなっ</u> <u>ている。</u>	<u>6</u> <u>3</u>
⑫ <u>研修指導者の確保・育成の目標</u> <u>地域において継続的・持続的に研修を実施</u> <u>するための指導者の確保・育成の方針が明</u> <u>確に定められているか。</u> ア <u>定められており、効果的な内容となっ</u> <u>ている。</u> イ <u>定められており、概ね効果的な内容と</u>	 <u>4</u> <u>2</u>

なっている。 ウ 定められていない。	不選定
(2) スマート農業	
⑬ 当該都道府県におけるスマート農業に 取り組む経営体の数を目標年次までに拡 大 ※特定の技術等について目標を設定する 場合は、本事業において研修を実施する 技術等の中から3つ以上を選択し、当該 技術の増加率の平均値によりポイント を算定する。 ア 160%以上 イ 150%以上 ウ 140%以上 エ 130%以上 オ 120%以上	5 4 3 2 1
⑭ 中山間地域におけるスマート農業の普 及に有効な研修内容となっている。	2
⑮ スマートサポートチーム（注）との連携 等により、スマート農業実証プロジェクト 等で得られた成果を有効に活用し、地域に 普及させる計画となっている。	1
⑯ 農業者が新たな技術等の導入・実践につ いて相談できる窓口を設置している。	2

注：過去にスマート農業実証プロジェクトに参画した者を含めた
スマート農業技術の活用を支援するチーム。（参照URL：

https://www.naro.go.jp/smart-nogyo/suishin-kyogikai/smart_support_list.html

(3) 環境と調和のとれた農業

⑰ 当該都道府県における有機農業の取組面積又は有機JAS認証を取得した農地面積を目標年次までに拡大	8 7 6 4 2
ア 150%以上	
イ 140%以上	
ウ 130%以上	
エ 120%以上	
オ 110%以上	
⑱ 農業者が新たな技術等の導入・実践について相談できる窓口を設置している。	2

(4) 農業経営

⑲ 受講者のうち目標年次までに経営力の向上が認められた者の割合 ※ 受講者にアンケート調査等を実施の上、受講者の7割以上又は50名以上から回答を得て、達成状況を把握するよう努めるものとする。	5 4 3 2 1
ア 90%以上	
イ 80%以上	
ウ 70%以上	
エ 60%以上	
オ 50%以上	
⑳ 農業者のキャリアステージに応じた研	

<u>修となつてゐるか。</u> ※ <u>以下アからウまでについて、受講者を区分して研修を実施する場合にポイントを付与。</u> ア <u>新規就農者を対象とした研修を実施</u> イ <u>就農後概ね５年以上の農業者を対象とした研修を実施</u> ウ <u>経営者又は次期経営者候補を対象とした研修を実施</u>	<u>各 1</u>
②① <u>女性参画や農福連携など、多様な人材の活躍に資する研修を実施する計画となつてゐる。</u>	<u>1</u>
②② <u>労働環境改善（就業規則等の策定・見直し、労働時間の削減（経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入等）、労働負荷削減のための見直し（作業工程の見直し、作業マニュアルの作成等）、マネジメント体制の強化（人事制度や人材管理システムの導入等）、労働・社会保険への加入等）に資する研修を実施する計画となつてゐる。</u>	<u>1</u>

(別記 4 別紙様式第 1 号)

(別記 5 別紙様式第 1 号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業

(農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画 (実績報告) 書	(農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施) 事業計画 (実績報告) 書
番号 令和 年 月 日	番号 令和 年 月 日
農林水産省経営局長 殿 住 所 団体名 代表者	農林水産省経営局長 殿 住 所 団体名 代表者
新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和4年3月29日付け3経営3142号農林水産事務次官依命通知) 別記5の第4の5 (事業実績報告の場合は第4の6) の規定に基づき、下記のとおり事業計画 (実績報告) 書を提出する。	新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知) 別記4の第4の5 (事業実績報告の場合は第4の6) の規定に基づき、下記のとおり事業計画 (実績報告) 書を提出する。
記	記
1・2 (略) 3 添付資料 (1) 事業収支計画 (事業実績報告の場合は事業収支報告) (2) ～ (4) (略) (5) その他、必要な資料 (別添)	1・2 (略) 3 添付資料 (1) 別添事業収支計画 (報告) 書 (2) ～ (4) (略) (5) その他必要な資料 (別添)

事業収支計画（事業実績報告の場合は事業収支報告） 昼
（農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施）

経費の配分
（単位：円）

事業内容	事業に 要する 経費 （A + B）	負担区分		備 考 （積算 内 等）
		国庫補助金 （A）	その他（B）	
農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施 ①農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 ②農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組				
合 計				

事業収支計画（事業実績報告の場合は事業収支報告）
（農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施）

経費の配分
（単位：円）

事業内容	事業に 要する 経費 （A + B）	負担区分		備 考 （積算 内 等）
		国庫補助金 （A）	その他（B）	
農業教育機関の指導者や学生等に対する研修等の実施 ①農業教育機関の指導者の能力向上に資する取組 ②農業教育機関の学生等の能力向上に資する取組				
合 計				

(注) (略)	(注) (略)
(別記 4 別紙様式第 2 号) 令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組) 事業計画 (実績報告) 書	(別記 5 別紙様式第 2 号) 令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組) 事業計画 (実績報告) 書
農林水産省経営局長 殿 住 所 団体名 代表者 令和 年 月 日 番号	農林水産省経営局長 殿 住 所 団体名 代表者 令和 年 月 日 番号
新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経 営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 4 の 5 (事業実 績報告の場合は第 4 の 6) の規定に基づき、下記のとおり事業 計画 (実績報告) 書を提出する。 記 第 3 具体的な取組計画 (実績)	新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経 営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 5 の 4 の 5 (事業実 績報告の場合は第 4 の 6) の規定に基づき、下記のとおり事業 計画 (実績報告) 書を提出する。 記 第 3 具体的な取組計画 (実績) (新設) 注: 「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表 2 の補助対

象経費の区分ごとに詳細に記載すること。

(1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
	[教育コース名] [対象者・予定受講 数] [実施期間 (研修時 間数)] [カリキュラムの 内容]	合計 円 (うち国費 円)
(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)
注: (略)		
(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
	(削る。)	(削る。)
注: (略)		
(1) 農業教育機関における教育カリキュラムの強化		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
	[教育コース名] [教育対象者・予定 受講数] [実施期間 (研修時 間数)] [カリキュラムの 内容]	合計 千円
(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
		合計 千円
注: (略)		
(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入		
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
	【優先配分事項に 該当する取組】	【優先配分事項に 該当する取組】

	(削る。)	合計 円 (うち国費 円)			合計 千円
(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動					
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等		取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)			合計 千円
(5) 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組					
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等		取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)			合計 千円
(6) その他の取組					
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	使用経費等		取組内容・実施 定) 時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)			合計 千円
第5 研修効果の把握					
第5 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握					

※実績報告時に記載すること

- (削る。)
- (1) アンケート結果
(削る。)
- (削る。)
- (1) 第5の4の(4)の取組の場合
- ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：
- ② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：
- (削る。)
- ③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：
- (2) 新規就農者数
- ① 研修を受講した者の数：
- ② ①のうち、新規就農者の数：
- ③ ②÷①×100：
- (3) 農業大学校への進学状況
- ① 研修を受講した者の数：
- ② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること

- [研修コース名・受講者数]
[アンケート結果]
- 注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。
- (1) 第5の4の(4)の取組の場合
- ① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合 (必須)
- [4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない]
- ② 事業で実施した研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合 (必須)
- [4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった]
- ③ その他 (事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)
- (2) 上記以外の研修等の取組の場合
- ※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定してください。
- (新設)

③ ①のうち、新規就農者の数：
 ④ $(2) + (3) \div 1 \times 100$ ：
 注：進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

(新設)

第6・第7 (略)

第8 添付資料
 (1) 別添事業収支計画 (報告) 書
 (2) ~ (5) (略)

(別添)
 事業収支計画 (報告) 書
 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)

第6・第7 (略)

第8 添付資料
 (1) 別添収支計画 (報告) 書
 (2) ~ (5) (略)

(別添)
 事業収支計画 (報告) 書
 (民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化に係る取組)

経費の配分
 (単位：円)

経費の配分
 (単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
(1) (略)				
(2) 研修用農業機械又は農業設備の				

事業内容	事業に要する経費 (A + B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
(1) (略)				
(2) 研修用農業機械及び農業設備の				

導入 (3) ～ (6) (略)				
合 計				
(注) (略)				

(別記 4 別紙様式第 3 号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(国際的な農業人材育成のための取組)
事業計画 (実績報告) 書

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者

新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経
営第 3142 号農林水産事務次官依命通知) 別記 4 の第 4 の 5 (事業
実績報告の場合は第 4 の 6) の規定に基づき、下記のとおり事業
計画 (実績報告) 書を提出する。

記

導入 (3) ～ (6) (略)				
合 計				
(注) (略)				

(別記 5 別紙様式第 3 号)

令和〇〇年度農業教育高度化事業のうち全国事業
(国際的な農業人材育成のための取組)
事業計画 (実績報告) 書

(新設)

1 (略)			1 (略)		
2 具体的な実施方針			2 具体的な取組内容		
取組内容	使用経費等		取組内容	使用経費等	
(略)	合計 円		(略)	合計 千円	
3～5 (略)			3～5 (略)		
(別記4 別紙様式第4号)			(別記5 別紙様式第4号)		
海外農業研修計画			海外農業研修計画		
殿	令和 年 月 日	氏 名	殿	令和 年 月 日	氏 名
新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（3）のアの（イ）の規定に基づき海外農業研修計画を提出します。 また、海外農業研修に励み、将来的に農業に従事する意思があることを宣言します。 なお、本計画の内容について、就農予定地の自治体等の関係機関に対し、必要最小限度内において提供されることに同意します。			新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第4の2の（3）の規定に基づき海外農業研修計画を提出します。 また、海外農業研修に励み、将来的に農業に従事する意思があることを宣言します。 なお、本計画の内容について、就農予定地の自治体等の関係機関に対し、必要最小限度内において提供されることに同意します。		
1～4 (略)			1～4 (略)		
添付書類			添付書類		
・参加予定の海外農業研修の研修場所、内容、スケジュール等が			・参加予定の海外農業研修の研修場所、内容、スケジュール等が		

確認できる資料

- ・履歴書
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポートの写し）

(別記 4) 別紙様式第 5 号)

都道府県農業教育高度化プラン

第 2 新規就農等に関する具体的な数値目標

別紙様式第 1 号により作成する。

第 3 目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組

(どのような取組をいつ実施する予定か、複数年間のスケジュール等を記載すること)

(1) 教育を高度化する農業教育機関 (一覧)

	正式名称	所在地
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

※適宜行を追加すること。

(2) 各農業教育機関の取組

確認できる資料

- ・履歴書 (任意様式)
- ・身分を証明する書類 (運転免許証、パスポートの写し)

(別記 5) 別紙様式第 5 号)

都道府県農業教育高度化プラン

第 2 新規就農等に関する具体的な数値目標

別紙様式第 2 号により作成する。

第 3 目標達成に向けた各農業教育機関の教育高度化に向けた具体的な取組

(どのような取組をいつ実施する予定か、複数年間のスケジュール等を記載すること)

(新設)

(1) 各農業教育機関の取組

ア～ウ (略)

※適宜表を追加すること。

(3) 県内横断的な取組
(略)

第4・第5 (略)

(別記4 別添様式第1号)

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) 都道府県全体の現状及び新規就農者の増加目標

ア 現状及び目標値 (事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載)

都道府県目標内容：

(単位：人、%)

	令和6 年度 (現状 値)	令和7 年度 (目標 値)	令和8 年度 (目標 値)	令和9 年度 (目標 値)	令和10 年度 (目標 値)	令和11 年度 (目標 値)
① 研修 修了者 数等(注 1)						
② うち 新規就 農者数 (注2)						
③ 就農 率(注 3)(②/ ①)						

ア～ウ (略)

(新設)

(2) 県内横断的な取組
(略)

第4・第5 (略)

(別記5 別添様式第2号)

新規就農等に関する具体的な数値目標

(1) 都道府県全体の現状及び新規就農者の増加目標

ア 現状及び目標値 (事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載)

都道府県目標内容：

(単位：人、%)

	令和5 年度 (現状 値)	令和6 年度 (目標 値)	令和7 年度 (目標 値)	令和8 年度 (目標 値)	令和9 年度 (目標 値)	令和10 年度 (目標 値)
① 研修 修了者 数等(注 1)						
② うち 新規就 農者数 (注2)						
③ 就農 率(注 3)(②/ ①)						

研修修了者数等の内訳：
新規就農者数等の内訳：

注1：研修修了者数等の欄には、どのような者を含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるように目標を設定してください。

注3：就農率目標については、目標年度において現状値よりも高い目標を設定してください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和4年度（実績値）	令和5年度（実績値）	令和6年度（実績値）	令和7年度（実績値）	(割る。)	
④研修修了者数等						
⑤うち新規就農者数						
達成度（注4）						

研修修了者数等の内訳：
新規就農者数等の内訳：

注1：研修修了者数等の欄には、どのような者を含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上又は5人以上のいずれか高い方を満たす目標を設定してください。

注3：就農率目標については、目標年度において現状値よりも高い目標を設定してください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和3年度（実績値）	令和4年度（実績値）	令和5年度（実績値）	令和6年度（実績値）	令和7年度（実績値）	令和8年度（実績値）	令和9年度（実績値）	令和10年度（実績値）
④研修修了者数等								
⑤うち新規就農者数								
達成度（注4）								

(⑤ /②)					
⑥就 農率 (⑤ /④)					
達 成度 (注 4) (⑥ /③)					

研修修了者数等の内訳：

新規就農者数等の内訳：

注4：達成度の欄には、アで記載した目標値に対する達成度の数値を記載してください。

(2) 事業を実施する取組主体（研修教育機関等）ごとの状況及び新規就農者の増加目標
※事業を実施する取組主体（研修教育機関等）ごとに記載してください。

【取組主体（研修教育機関等）名： 】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

(単位：人、%)

令和6 年度 (現状 値)	令和7 年度 (目標 値)	令和8 年度 (目標 値)	令和9 年度 (目標 値)	令和10 年度 (目標 値)	令和11 年度 (目標 値)
① 研修					

(⑤ /②)					
⑥就 農率 (⑤ /④)					
達 成度 (注 4) (⑥ /③)					

研修修了者数等の内訳：

新規就農者数等の内訳：

注4：達成度の欄には、アで記載した各年の目標値に対する達成度の数値を記載してください。

(2) 事業を実施する取組主体（研修教育機関等）ごとの状況及び新規就農者の増加目標
※事業を実施する取組主体（研修教育機関等）ごとに記載してください。

【取組主体（研修教育機関等）名： 】

ア 現状値及び目標値（事業実施以降、目標年度までの3～5年間の各年の目標値を記載）

目標内容：

(単位：人、%)

令和5 年度 (現状 値)	令和6 年度 (目標 値)	令和7 年度 (目標 値)	令和8 年度 (目標 値)	令和9 年度 (目標 値)	令和10 年度 (目標 値)
① 研修					

修了者 数等(注 1)							
②うち 新規就 農者数 (注2)							
③就農 率(注 3)(②/ ①)							

研修修了者数等の内訳：

新規就農者数等の内訳：

注1：研修修了者数等の欄には、どのような者を含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。また、新規就農者数の目標値については、目標年度において現状値と比較して10%以上となるようにしてください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和 4年 度（実 績 値）	令和 5年 度（実 績 値）	令和 6年 度（実 績 値）	令和 7年 度（実 績 値）	（割る。）		
④研 修 修 了 者 数 等							

修了者 数等(注 1)							
②うち 新規就 農者数 (注2)							
③就農 率(注 3)(②/ ①)							

研修修了者数等の内訳：

新規就農者数等の内訳：

注1：研修修了者数等の欄には、どのような者を含んでいるのか分かるよう内訳を記載してください。

注2：新規就農者数については、どのようなものを含んでいるのか分かるよう内容を記載してください。

イ 近年の新規就農者数等の状況（実績）

（単位：人、％）

	令和 3年 度（実 績 値）	令和 4年 度（実 績 値）	令和 5年 度（実 績 値）	令和 6年 度（実 績 値）	令和 7年 度（実 績 値）	令和 8年 度（実 績 値）	令和 9年 度（実 績 値）	令和 10年 度（実 績 値）
④研 修 修 了 者 数 等								

年間の各年の目標値を記載)

目標内容：

(単位：人、%)

	令和6年度 (現状 値)	令和7年度 (目標 値)	令和8年度 (目標 値)	令和9年度 (目標 値)	令和10年度 (目標 値)	令和11年度 (目標 値)
① *						
② *						
③ *						
④ *						
⑤ *						
⑥ *						
⑦ *						
⑧ *						
⑨ *						
⑩ *						
⑪ *						
⑫ *						
⑬ *						
⑭ *						
⑮ *						
⑯ *						
⑰ *						
⑱ *						
⑲ *						
⑳ *						
㉑ *						
㉒ *						
㉓ *						
㉔ *						
㉕ *						
㉖ *						
㉗ *						
㉘ *						
㉙ *						
㉚ *						
㉛ *						
㉜ *						
㉝ *						
㉞ *						
㉟ *						
㊱ *						
㊲ *						
㊳ *						
㊴ *						
㊵ *						
㊶ *						
㊷ *						
㊸ *						
㊹ *						
㊺ *						
㊻ *						
㊼ *						
㊽ *						
㊾ *						
㊿ *						
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫						
⑬						
⑭						
⑮						
⑯						
⑰						
⑱						
⑲						
⑳						
㉑						
㉒						
㉓						
㉔						
㉕						
㉖						
㉗						
㉘						
㉙						
㉚						
㉛						
㉜						
㉝						
㉞						
㉟						
㊱						
㊲						
㊳						
㊴						
㊵						
㊶						
㊷						
㊸						
㊹						
㊺						
㊻						
㊼						
㊽						
㊾						
㊿						

①の内訳：

②の内訳：

注1：①の内容が分かるよう記載してください。

注2：②の内容が分かるよう記載してください。

イ 近年の状況 (実績)

(単位：人、%)

	令和4年度 (実績 値)	令和5年度 (実績 値)	令和6年度 (実績 値)	令和7年度 (実績 値)	令和8年度 (実績 値)	令和9年度 (実績 値)	令和10年度 (実績 値)	令和11年度 (実績 値)
① *								
② *								
③ *								
④ *								
⑤ *								
⑥ *								
⑦ *								
⑧ *								
⑨ *								
⑩ *								
⑪ *								
⑫ *								
⑬ *								
⑭ *								
⑮ *								
⑯ *								
⑰ *								
⑱ *								
⑲ *								
⑳ *								
㉑ *								
㉒ *								
㉓ *								
㉔ *								
㉕ *								
㉖ *								
㉗ *								
㉘ *								
㉙ *								
㉚ *								
㉛ *								
㉜ *								
㉝ *								
㉞ *								
㉟ *								
㊱ *								
㊲ *								
㊳ *								
㊴ *								
㊵ *								
㊶ *								
㊷ *								
㊸ *								
㊹ *								
㊺ *								
㊻ *								
㊼ *								
㊽ *								
㊾ *								
㊿ *								

年間の各年の目標値を記載)

目標内容：

(単位：人、%)

	令和5年度 (現状 値)	令和6年度 (目標 値)	令和7年度 (目標 値)	令和8年度 (目標 値)	令和9年度 (目標 値)	令和10年度 (目標 値)
① *						
② *						
③ *						
④ *						
⑤ *						
⑥ *						
⑦ *						
⑧ *						
⑨ *						
⑩ *						
⑪ *						
⑫ *						
⑬ *						
⑭ *						
⑮ *						
⑯ *						
⑰ *						
⑱ *						
⑲ *						
⑳ *						
㉑ *						
㉒ *						
㉓ *						
㉔ *						
㉕ *						
㉖ *						
㉗ *						
㉘ *						
㉙ *						
㉚ *						
㉛ *						
㉜ *						
㉝ *						
㉞ *						
㉟ *						
㊱ *						
㊲ *						
㊳ *						
㊴ *						
㊵ *						
㊶ *						
㊷ *						
㊸ *						
㊹ *						
㊺ *						
㊻ *						
㊼ *						
㊽ *						
㊾ *						
㊿ *						

①の内訳：

②の内訳：

注1：①の内容が分かるよう記載してください。

注2：②の内容が分かるよう記載してください。

イ 近年の状況 (実績)

(単位：人、%)

	令和3年度 (実績 値)	令和4年度 (実績 値)	令和5年度 (実績 値)	令和6年度 (実績 値)	令和7年度 (実績 値)	令和8年度 (実績 値)	令和9年度 (実績 値)	令和10年度 (実績 値)
① *								
② *								
③ *								
④ *								
⑤ *								
⑥ *								
⑦ *								
⑧ *								
⑨ *								
⑩ *								
⑪ *								
⑫ *								
⑬ *								
⑭ *								
⑮ *								
⑯ *								
⑰ *								
⑱ *								
⑲ *								
⑳ *								
㉑ *								
㉒ *								
㉓ *								
㉔ *								
㉕ *								
㉖ *								
㉗ *								
㉘ *								
㉙ *								
㉚ *								
㉛ *								
㉜ *								
㉝ *								
㉞ *								
㉟ *								
㊱ *								
㊲ *								
㊳ *								
㊴ *								
㊵ *								
㊶ *								
㊷ *								
㊸ *								
㊹ *								
㊺ *								
㊻ *								
㊼ *								
㊽ *								
㊾ *								
㊿ *								

※※				
※※				
⑤※				
※※				
※※				
達成度 (注3) (⑤/②)				
⑥※				
※率 (⑤/④)				
達成度 (注3) (⑥/③)				

④の内訳：

⑤の内訳：

注3：達成度の欄には、アで記載した目標値に対する達成度の数値を記載してください。

※記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください

(別記4 別紙様式第6号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書

番 号

※※							
※※							
⑤※							
※※							
※※							
達成度 (注3) (⑤/②)							
⑥※							
※率 (⑤/④)							
達成度 (注3) (⑥/③)							

④の内訳：

⑤の内訳：

注3：達成度の欄には、アで記載した各年の目標値に対する達成度の数値を記載してください。

※記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください

(別記5 別紙様式第6号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち
農業教育高度化事業（都道府県事業）事業計画（実績報告）書

番 号

令和 年 月 日	令和 年 月 日
〇〇地方農政局長 殿 住 所 都道府県知事	〇〇地方農政局長 殿 住 所 都道府県知事
新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第5の7（実績報告の場合は第5の9）の規定に基づき、下記のとおり事業計画（実績報告）を提出する。	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の7（実績報告の場合は第5の9）の規定に基づき、下記のとおり事業計画（実績報告）書を提出する。
記	記
第2 新規就農等に関する具体的な数値目標 別添様式第2号により作成する。	第2 新規就農等に関する具体的な数値目標 別添様式第1号により作成する。
第4 具体的な取組計画（実績） （新設）	第4 具体的な取組計画（実績） （新設） 実施（予定）時期」欄についてはまとめて記載してもよいが、「実施機関」欄には取組を行う全ての農業教育機関の名称を具体的に記載し、どの農業教育機関が何の取組をするのか、明確に記載すること（県内農業高校6校のうち3校などと書かないこと。）。 注2：「使用経費等」については、取組内容ごとかつ別表2の補助対象経費の区分ごとに詳細に記載すること。
（1）農業教育機関における教育カリキュラムの強化	（1）農業教育機関における教育カリキュラムの強化

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	【優先配分事項に該当する取組】 [教育コース名] [対象者・予定受講数] [実施期間（研修時間数）] [カリキュラムの内容]	【優先配分事項に該当する取組】 合計 円 （うち国費 円）
	【優先配分事項以外の取組】 [教育コース名] [教育対象者・予定受講者数] [実施期間（研修時間数）] [カリキュラムの内容]	【優先配分事項以外の取組】 合計 円
※優先配分事項とは、別記4の第5の8の（5）のイに該当する取組である（以下同じ。）		
実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入	
	(2) 研修用農業機械又は農業設備の導入	

	定) 時期		定) 時期
	【優先配分事項に該当する取組】 合計 円		【優先配分事項に該当する取組】 合計 千円
	【優先配分事項以外の取組】 合計 円		【優先配分事項以外の取組】 合計 千円
注: (略)		注: (略)	
(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入		(3) 農業教育機関等におけるeラーニングの導入	
実施機関	取組内容・実施 定) 時期	実施機関	取組内容・実施 定) 時期
	【優先配分事項に該当する取組】 合計 円		【優先配分事項に該当する取組】 合計 千円
	【優先配分事項以外の取組】 合計 円		【優先配分事項以外の取組】 合計 千円
(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動		(4) 若者の就農意欲を喚起するための活動	

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

(5) 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費 円)

(6) 現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・

研修モデルの創出

※別添様式第3号も記載すること。

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
	推進会議の開催	合計 円 (うち国費 円)
	研修の実施	合計 円 (うち国費 円)
	研修環境の整備	合計 円 (うち国費 円)
	農業用機械・設備の導入	

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

(5) 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

(新設)

	入又は改良	合計 円 (うち国費 円)
	農業用ハウスのリノベーション	合計 円 (うち国費 円)
	研修は場の設置	合計 円 (うち国費 円)
	研修コンテンツの作成・利用	合計 円 (うち国費 円)
	その他研修の円滑な実施に必要な取組	合計 円 (うち国費 円)
	新たな技術等の円滑な導入・実践に向けた取組	合計 円 (うち国費 円)
	合計	円 (うち国費 円)

(7) その他の取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 円 (うち国費円)

(6) その他の取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	使用経費等
		合計 千円

第6 研修効果の把握

※実績報告時に記載すること。

(削る。)

(1) アンケート結果

(削る。)

(削る。)

① 事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合：

② 事業で実施した研修を受講することにより、将来、農業を職業とすることに対し、前向きな気持ちが強くなったと回答した者の割合：

③ スマート農業や環境配慮型農業、輸出に関する理解が深まったと回答した者の割合：

(2) 新規就農者数〔注：農業大学校の場合のみ記載〕

① 研修を受講した農業大学校の最終学年の数：

② ①のうち、新規就農者の数：

第6 研修受講者へのアンケートによる研修効果の把握

※実績報告時に実施した研修等ごとにアンケート結果を記載すること。

〔研修コース名・受講者数〕

〔アンケート結果〕

注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。

(1) 第5の4の(1)の取組の場合

①事業で実施した研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合 (必須)

〔4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕

②事業で実施した研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合 (必須)

〔4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった〕

③その他 (事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)

(2) 第5の4の(4)の取組の場合

①事業で実施した研修等により職業としての農業に魅力を感じたと回答した者の割合 (必須)

〔4段階評価：とても関心が増加した、関心が増加した、あまり関心が増加しなかった、増加しなかった〕

②その他 (事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定)

③ ② ÷ ① × 100 :

(3) 農業大学校への進学者状況〔注：農業高校の場合のみ記載〕

(削る。)

① 研修を受講した農業高校の最終学年の数：

② ①のうち、農業大学校へ進学した者の数：

③ ①のうち、新規就農者の数：

④ ② ÷ ③ × 100 :

注：

・進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

(新設)

(3) 上記以外の研修等の取組の場合

※研修内容に合わせて効果が測定できるような項目を設定してください。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第9 添付資料

(1) 別添様式第2号事業収支計画（報告）書
(削る。)

(2) 別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」（別添様式第1号を含む。）

(3) 別添様式第3号
(4) ～ (7) (略)

(別添様式第2号)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

第9 添付資料

(1) 別添様式第1号収支計画（報告）書

(2) 別添様式第2号「新規就農者等に関する具体的な数値目標」

(3) 別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」

(新設)

(4) ～ (7) (略)

(別添様式第1号)

事業収支計画（報告）書

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に 要する 経費 (A + B)	負担区分		考 備 (積算 基礎 等)
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
(1) ~ (5) (略)				
(6) 現役農業 者等に対す るリ・スキ リングなど 先進的な教 育・研修モ デルの創出				
(7) その他の 取組				
※ (略)				
合 計				

(注) 1 ~ 3 (略)

4 都道府県内に実施機関が複数ある場合は、「合計」

欄に実施機関ごとの合計と都道府県の合計を併せて記
載してください。

(別添様式第3号)

現役農業者等に対するリ・スキリングなど先進的な教育・研修モ

(単位：円)

事業内容	事業に 要する 経費 (A + B)	負担区分		考 備 (積算 基礎 等)
		国庫補助金 (A)	その他(B)	
(1) ~ (5) (略)				
(新設)				
(6) その他の 取組				
※ (略)				
合 計				

(注) 1 ~ 3 (略)

(新設)

(新設)

デルの創出

1 取組体制

取組体制名 (あれば)	
代表者	
住所	
構成員	
研修実施機関名	

2 成果目標

令和 年度

(1) 成果目標年度

(2) 成果目標

研修テーマ ※該当する部分を記載するものと。	成果指標	基準値 (注) 令和 年度	目標の達成状況			目標値 令和 年度
			事業実施 令和 年度	翌年度 令和 年度	翌々年度 令和 年度	
スマート農業	スマート農業技術に取り組む農業経営体の数					
環境と調和	有機農業の取組面					

のとれた農業	積又は有機 JAS 認証を取得した農地面積						
ウ 農業経営	研修受講者のうち経営力の向上が認められた者の割合。なお、経営力の向上が認められた者は、以下のいずれかに該当する者を指すこととする。 ア 売上の高の 10% 以上の拡大						

	組んだ ク 独立 就農し た ケ 農業 法人等 の役員、 部門責 任者等 に登用 された					
エ その他 農業 者の技 能向上、 経営発 展等に 資する テーマ	【 】 ※研修目 的等に 応じ、定 量的な 目標を 設定					

注：「基準値」には、事業実施年度の前年度における値を記載すること。

3 テーマ別研修計画

※ 研修テーマごとに、別々に記載すること。

(1) 研修テーマ

(2) 営農類型ごとの目指すべき生産・経営モデル

※ 営農類型ごとに、導入する技術等の種類、導入により見込まれる効果等を記載すること。営農類型は、「水田作」「畑作」「露地野菜」「果樹・茶」「花き」「施設園芸」「畜産」「その他の品目」「品目共通」から適宜選択すること。

(3) 研修内容

営農類型	技術等の内容	研修内容	対象者	定員(受講者数)	実施時期 回数/時間	場所	講師	機械等の調達方法 ※農業機械等を利用する場合の記載
			農業者 学生 その他	農業者 学生 その他				
計(延べ人数)								

きるようにするための相談体制、関係機関の役割等を記載。

載。

(6) 研修モデルの波及性、新規性及び独創性に関する考え方

※ 波及性、新規性及び独創性に関する考え方は、取り組む研修テーマごとに、以下の点を踏まえて記載すること。

・波及性：事業実施地区の取組を参考に、他の地域においても類
似の研修等が実施できるものとなっているか。

・新規性：事業実施地区において、これまで類似の研修等を実施
していないものとなっているか。

・独創性：他の地域を含め、類似の研修等が見られないものとな
っているか。

(別記 4 別紙様式第 7 号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画（実績報告）書

令和 年 月 日
番号

農林水産省経営局長 殿

所在地

(別記 5 別紙様式第 7 号)

令和〇〇年度新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業
事業実施計画（実績報告）書

令和 年 月 日
番号

農林水産省経営局長 殿

所在地

事業実施主体

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経
 営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の7の（3）
 （実績報告の場合は第5の9の（2）の規定に基づき、下記のと
 おり事業計画（実績報告）書を提出する。

記

※ 別添様式第4号の様式により、都道府県事業費と事務等経費
 の別、各都道府県管内の計画をまとめた表（都道府県名、総事
 業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完
 了予定年月日など）を記載すること。

（別記4 別添様式第4号）

農業教育高度化事業のうち都道府県事業

事業計画 実績報告

- 1 事業計画の概要
（略）

- 2 都道府県別事業計画

番号	都道府県	事業費 （円）	負担区分 国庫補助金										その他 （円）
			合計	農業教育機関における教育	研修農業機械は農業設	農業教育機関におけるe-ラ	若者の就業意欲喚起する	農業教育機関におけるICT	現役農業等に対するリ・	その他の取組			

事業実施主体

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経
 営3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第5の7の（3）
 （実績報告の場合は第5の9の（2）の規定に基づき、下記のと
 おり事業計画（実績報告）書を提出する。

記

※ 別添様式第3号の様式により、都道府県事業費と事務等経費
 の別、各都道府県管内の計画をまとめた表（都道府県名、総事
 業費、取組メニューごとの国庫補助金、その他の負担区分、完
 了予定年月日など）を記載すること。

（別記5 別添様式第3号）

農業教育高度化事業のうち都道府県事業

実施計画 実績報告

- 1 事業計画の概要
（略）

- 2 都道府県別事業計画

番号	都道府県	事業費 （円）	負担区分										その他 （円）	
			国庫補助金											
			合計	農業教育関係における教育										その他 取組
				農業教育関係における教育	研修用農業機械は農業設	農業教育関係におけるe-	若者の就業意欲喚起する	農業教育関係におけるICT	（新設）					

(別添) 環境負荷低減に向けた具体的取組内容	(別添) 環境負荷低減に向けた具体的取組内容
第3 主な環境関係法令の遵守 第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。 (1) (略) (2) 適正な防除 ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号) ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) 等 (新設) (3) ～ (5) (略) (6) 生物多様性への悪影響の防止 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号) ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号) ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号) ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)	第3 主な環境関係法令の遵守 第4の1の事業実施主体及び第5の2の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。 (1) (略) (2) 適正な防除 ・農薬取締法 (昭和23年法律第82号) ・植物防疫法 (昭和25年法律第151号) ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 等 (3) ～ (5) (略) (6) 生物多様性への悪影響の防止 ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号) ・水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号) ・湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号) ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号) ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)

(削る。)

- ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号)

- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・森林法 (昭和26年法律第249号) 等
- ・漁業法 (昭和24年法律第267号) 等

事業実施主体又は取組主体の名称：

事業実施主体又は取組主体の名称： _____ Ver2.1
(民間事業者・自治体等向け)

項目 (No.)	内容 (項目名)	実施状況 (Yes/No)	備考 (コメント)
1	(1) 漁業法 (昭和24年法律第267号)	☐	
2	(2) 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)	☐	
3	(3) エネルギーの削減	☐	
4	(4) 資源の節約・再利用の推進	☐	
5	(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号)	☐	
6	(6) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	☐	
7	(7) 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)	☐	
8	(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)	☐	
9	(9) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)	☐	
10	(10) 土地改良法 (昭和24年法律第195号)	☐	
11	(11) 森林法 (昭和26年法律第249号)	☐	
12	(12) 漁業法 (昭和24年法律第267号)	☐	

・漁業法 (昭和24年法律第267号)

- ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

(7) 環境関係法令の遵守等
(新設)

- ・労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- ・土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・森林法 (昭和26年法律第249号) 等
- ・新設

取組主体の名称：

取組主体の名称： _____ Ver1.0
(民間事業者・自治体等向け)

項目 (No.)	内容 (項目名)	実施状況 (Yes/No)	備考 (コメント)
1	(1) 漁業法 (昭和24年法律第267号)	☐	
2	(2) 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)	☐	
3	(3) エネルギーの削減	☐	
4	(4) 資源の節約・再利用の推進	☐	
5	(5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号)	☐	
6	(6) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	☐	
7	(7) 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)	☐	
8	(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)	☐	
9	(9) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)	☐	
10	(10) 土地改良法 (昭和24年法律第195号)	☐	
11	(11) 森林法 (昭和26年法律第249号)	☐	
12	(12) 漁業法 (昭和24年法律第267号)	☐	

改正後	改正前
(別記5) 農業人材確保推進事業 第1 事業の内容 農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の実施による多様な人材の確保等の取組を支援する。 第2 事業の種類 1 新規就農相談・情報発信 2 就農相談会実施 (削る。) 第3 新規就農相談・情報発信 1・2 (略) 3 事業実施計画等 (1) 事業実施計画書の作成及び変更 事業実施主体は、別記5の別紙様式1により当該年度の事業実施計画を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。)第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。 本事業の補助対象経費は、別記5の別表1に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業	(別記6) 農業人材確保推進事業 第1 事業の内容 農業に従事する人材の確保・定着を図るため、新規就農相談・情報発信、就農相談会の実施及び農業インターンシップ支援による多様な人材の確保等の取組を支援する。 第2 事業の種類 1 新規就農相談・情報発信 2 就農相談会実施 3 農業インターンシップ支援 第3 新規就農相談・情報発信 1・2 (略) 3 事業実施計画等 (1) 事業実施計画書の作成及び変更 事業実施主体は、別記6の別紙様式1により当該年度の事業実施計画を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。)第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。 本事業の補助対象経費は、別記6の別表1に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業

実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。 (2) 実績報告 事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記5の別紙様式1及び別紙様式2により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。 4 (略) 5 個人情報の取扱い 本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報については、別記5の別紙様式3により適切に取り扱うよう留意するものとする。 また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。 6 (略)	実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。 (2) 実績報告 事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記5の別紙様式1及び別紙様式2により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。 4 (略) 5 個人情報の取扱い 本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報については、別記5の別紙様式3により適切に取り扱うよう留意するものとする。 また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。 6 (略)
第4 就農相談会実施 1 (略) 2 事業の実施 事業実施主体は、以下の項目に沿って農業法人等による合同会社説明会、就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催するとともに、開催情報を広く発信し、就農希望者の就農を支援するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 就農準備段階から定着までの一体的な推進 事業実施主体は、職業としての農業を知る・体験する・相	第4 就農相談会実施 1 (略) 2 事業の実施 事業実施主体は、以下の項目に沿って農業法人等による合同会社説明会、就農セミナー等を総合的に行う就農相談会を開催するとともに、開催情報を広く発信し、就農希望者の就農を支援するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 就農準備段階から定着までの一体的な推進 事業実施主体は、職業としての農業を知る・体験する・相

談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、就農相談会の開催に当たっては、第3（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体及び別記3の第4の取組主体との緊密な連携をとるものとする。 3 事業実施計画等 (1) 事業実施計画書の作成及び変更 事業実施主体は、別記5の別紙様式4により当該年度の事業実施計画を作成し、補助金等交付要綱第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。 本事業の補助対象経費は、別記5の別表1に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。 (2) 実績報告 事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記5の別紙様式4により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。 4 (略) (削る。)	談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、就農相談会の開催に当たっては、第3（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体、第5（農業インターンシップ支援）の事業実施主体との緊密な連携をとるものとする。 3 事業実施計画等 (1) 事業実施計画書の作成及び変更 事業実施主体は、別記6の別紙様式4により当該年度の事業実施計画を作成し、補助金等交付要綱第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。 本事業の補助対象経費は、別記6の別表1に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。 (2) 実績報告 事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記6の別紙様式4により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告するものとする。 4 (略) 第5 農業インターンシップ支援 1 事業実施主体 本事業の実施主体は、2に掲げる事業の内容を効果的かつ適切に実施することが可能な民間法人等であって、経営局長が公募により選定した団体とする。
---	---

	<u>2 事業の実施</u> <u>事業実施主体は、就農希望者が実際の就農に向けて、あらかじめ自らの農業適性を確認することにより、就農後の早期離農を防ぐため、以下に掲げる項目に沿って短期間の農業インターンシップの実施を支援する。</u> <u>(1) 農業インターンシップ希望者の募集等</u> <u>事業実施主体は、農業インターンシップの目的、支援内容等を広く発信し、農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等を募集するものとする。事業実施主体は、農業インターンシップ実習生から農業インターンシップの申込みを受けたときは、申込意向に従い、受入農業法人等との連絡調整、あっせん等を適切に行うものとする。</u> <u>(2) 支援の内容</u> <u>事業実施主体は、2日間～6週間程度の農業インターンシップに対して支援を行うものとし、農業インターンシップ実習生1名当たり2万8千円を上限として当該受入農業法人等に謝金を支払うものとする。ただし、受入農業法人等は、本事業での助成と重複して国及び地方公共団体から同様の内容の助成を受けていないものとする。</u> <u>なお、受入農業法人等は、農業インターンシップの中断又は中止が必要となった場合には、事業実施主体にその旨を報告するものとする。</u> <u>(3) 農業インターンシップの実施に係る留意事項</u> <u>ア 農業インターンシップの内容</u> <u>事業実施主体は、農業インターンシップ実習生の多様な</u>
--	---

	ニーズに対応するため、営農類型、作目及び地域が偏ることなく受入農業法人等を確保するとともに、農業生産のほか、農産物の販売、加工等についても体験できる受入農業法人等を確保する。 イ 傷害保険への加入 事業実施主体は、農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等が安心して農業インターンシップを実施できるよう、体験期間中、農業インターンシップ実習生を傷害保険等に加入させるものとする。 ウ 農業インターンシップの実施状況調査 事業実施主体は、農業インターンシップの実施の状況を定期的に調査して把握し、必要に応じ、適切な指導を行う。 エ 農業インターンシップの実施に係る留意事項 事業実施主体は、受入農業法人等に対して、農業インターンシップ実習生が適正に農業インターンシップを行えるよう、良好な就業環境の確保及び体験内容の向上に向けた指導を行う。 (4) 農業インターンシップ後の意向調査等 ア 農業インターンシップの内容 事業実施主体は、農業インターンシップ後に農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等の両者に対して、以下のとおり、就農及び雇用の意思を調査する。 (ア) 農業インターンシップ実習生に対しては、独立・自営就農及び受入先の農業法人等での就業の希望の有無及びその理由等を調査する。 (イ) 受入農業法人等に対しては、受け入れた農業インター
--	---

	<u>ンシップ実習生の雇用の可否及びその理由等を調査する。</u> イ <u>第三者経営継承に関する意向調査</u> 事業実施主体は、<u>農業インターンシップ実習生及び受入農業法人等の両者に農業経営資産の移譲又は継承の希望がある場合は、農業インターンシップ後に両者に対して、以下のとおり、経営移譲及び継承の意思を調査する。</u> (ア) <u>農業インターンシップ実習生（継承希望者）に対しては、受入先の農業法人等（移譲希望者）からの経営継承の希望の有無及びその理由等を調査する。</u> (イ) <u>受入農業法人等（移譲希望者）に対しては、受け入れた農業インターンシップ実習生（継承希望者）への経営移譲の可否及びその理由等を調査する。</u> ウ <u>フォローアップ</u> 事業実施主体は、<u>農業インターンシップ後に農業インターンシップ実習生に対し、就農関連の情報提供を行う等、就農促進に資する取組を行うものとする。</u> (5) <u>就農準備段階から定着までの一体的な推進</u> <u>職業としての農業を知る・体験する・相談するという各段階の取組を一体的に推進し円滑な就農に導くとともに、就農後の定着までを支援するため、農業インターンシップ支援に当たっては、第3（新規就農相談・情報発信）の事業実施主体、第4（就農相談会実施）の事業実施主体等との緊密な連携をとるものとする。</u> 3. <u>事業実施計画等</u>
--	---

	(1) <u>事業実施計画書の作成及び変更</u> <u>事業実施主体は、別記6の別紙様式5により当該年度の事業実施計画を作成し、補助金等交付要綱第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。</u> <u>本事業の補助対象経費は、別記6の別表1に定めるとおりとする。また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業実施計画を変更交付申請時に添付するものとする。</u> (2) <u>実績報告</u> <u>事業実施主体は、事業の完了後、1か月以内又は事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに別記6の別紙様式5により事業実施報告書を作成し、経営局長に報告する。</u> <u>4 事業の委託</u> <u>事業実施主体は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的であると認められる場合は、本事業の業務の一部を委託できる。</u> (別記5 別表1) (略) (別記5 別紙様式1) 令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
	(別記6 別表1) (略) (別記6 別紙様式1) 令和 年度新規就農者育成総合対策のうち

農業人材確保推進事業計画（実績報告）書 （新規就農相談・情報発信）	農業人材確保推進事業計画（実績報告）書 （新規就農相談・情報発信）
番 号 令和 年 月 日	番 号 令和 年 月 日
農林水産省経営局長 殿 所在地 団体名 代表者	農林水産省経営局長 殿 所在地 団体名 代表者
新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5の第3の3の（1）（実績報告書の場合は第3の3の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号）別記6の第3の3の（1）（実績報告書の場合は第3の3の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。
記	記
1～4 （略） 5 添付資料 （1）別紙様式5 事業収支計画（実績） （2） （略）	1～4 （略） 5 添付資料 （1）別紙様式6 事業収支計画（実績） （2） （略）

(別記5 別紙様式2)

全国新規就農相談センター就農相談・就農状況報告

期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

1. 就農相談及び就農状況

① 相談形態別相談件数 (実数)

相談形態別相談件数（実数） （単位：件）					
電話	面接	手紙	Eメール	その他	相談件数計

② 相談者数 (性別) 年齢別 (実数)

(単位：人)								
年齢	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～	計
男								
女								
その他								
計								

③ 相談者数 (職業別) (実数)

(単位：人)					
会社員	自営業	学生	農業従事者	公務員	団体職員
パート・アルバイト	退職自衛官	無職	その他	計	

④ 相談内容別相談件数 (延べ数)

(単位：件)					
農地	住居・施設	研修	自治体受入支援	資金	農業法人等からの相談 (求人含む)
雇用就農希望者からの相談	その他	計			

⑤ 希望する作目 (延べ数)

(単位：件)					
稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等	露地野菜	施設野菜
果樹	露地花き・花木	施設花き・花木	その他作物	酪農	肉用牛
養豚	養鶏 (採卵鶏)	養鶏 (ブロイラー)	その他畜産	未定	

(別記6 別紙様式2)

全国新規就農相談センター就農相談・就農状況報告

期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

1. 就農相談及び就農状況

① 相談形態別相談件数 (新設)

相談形態別相談件数						(新設)
電話	面接	手紙	Eメール	その他	相談件数計	

② 相談者数 (性別) 年齢別 (新設)

(新設)								
年齢	～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～	計
男								
女								
その他								
計								

③ 相談者数 (職業別) (新設)

(新設)					
会社員	自営業	学生	農業従事者	公務員	団体職員
パート・アルバイト	無職	その他	(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	

④ 相談内容別相談件数 (新設)

(新設)					
農地	住居・施設	研修	自治体受入支援	資金	農業法人等からの相談 (求人含む)
雇用就農希望者からの相談	その他	(新設)			
		(新設)			

⑤ 希望する作目 (新設)

(新設)					
稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等	露地野菜	施設野菜
果樹	露地花き・花木	施設花き・花木	その他作物	酪農	肉用牛
養豚	養鶏 (採卵鶏)	養鶏 (ブロイラー)	その他畜産	未定	

③ 農業への参入目的 (延べ数)

新たな事業展開	販売物	加工用原料の自 社生産	地域貢献、社会貢献	農産連携（障がい者雇用）
従業員・機械等の有効活用（周年雇用等）		特になし	その他	計

④ 農業への参入形態 (延べ数)

資本 金	準備金・当座預金等	新法人・子会社の股 立	農業支援サービス の施設	その他	計
事業拡大	(農業部門の設立等)				

⑤ 希望する作目または農業支援サービスの対象品目 (延べ数)

稲作	麦類作	雑穀・いも・豆類	茶・たばこ等	露地野菜	施設野菜
果樹	露地花き・花木	施設花き・花木	その他作物	酪農	肉用牛
養豚	養鶏（保卵鶏）	養鶏（プロイラ 一）	その他畜産	未定	

⑥ 紹介者人数 (実数)

都道府県	市町村	農業委員会	農地中間管理機構	農業協同組合	農協法人	計

⑦ 参入法人数 (実数)

新現規入法人（新たに経営資源を獲得し、農業に参入した法人）	
農業支援サービスマニヤ（新たに農業支援サービスを開始した法人）	
計	

※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に新規参入した法人（相談等時期は当該年度内でないものを含む）

② 農業への参入目的 (件数)

新たな事業展開	販売物・加工用原料の自 社生産	地域貢献、社会貢献	関係連携（誰がいて、互 恵に活用）
従業員・機操等の有効活用 （周年雇用等）	特になし	その他	（新設）
			（新設）

③ 農業への参入形態

事業拡大 (産業部門の設立等)	新法人・子会社の設立	農業支援サービスの 実施	その他	(新設)
				(新設)

④ 希望する作目または農業支援サービスの対象品目

作物	麦類作	雑穀、いも、豆類	茶・たばこ等	露地野菜	施設野菜
果樹	露地花き・花木	施設花き・花木	その他作物	蒔農	肉用牛
養豚	養鶏（卵産鶏）	養鶏（ブロイラ 一）	その他畜産	未定	

⑤ 参入法人数

新規参入法人 (新たに経営資源を獲得し、農業に参入した法人)	計
農業支援サービスマス事業者 (新たに農業支援サービスマスを開始した法人)	

※対象は、全国新規就農相談センターの相談活動を通じて、対象期間に新規参入した法人（相談等時期は当該年度内でないものも含む）

(別記 5 別記様式 3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報について

(別記 6 別記様式 3)

農業人材確保推進事業に係る個人情報について

第1 本事業における個人情報 本事業において作成し、データベースに登録される個人情報 の取扱いについては、<u>個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び事業実施主体等が定める個人情報保護の規定に基づき適切に対応する必要がある。</u> また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。 (別添様式例) (略) 個人情報	第1 本事業における個人情報 本事業において作成し、データベースに登録される個人情報 の取扱いについては、<u>個人情報保護の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び事業実施主体等が定める個人情報保護の規定に基づき適切に対応する必要がある。</u> また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の同意を得ることにより、本事業を実施すること。 (別添様式例) (略) 個人情報
関係機関 (注) 国、事業実施主体又は事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、移住・交流情報ガーデン、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の実施において市町村から全国データベース等利用権限の委任を受けた者、農業委員会、農業協同組合、都道府県農業協会、都道府県農業法人協会、土地改良区、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫（※その他追加する機関があれば明確にすること。）	関係機関 (注) 国、事業実施主体又は事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、移住・交流情報ガーデン、都道府県、農業経営・就農支援センター、都道府県から農業経営・就農支援センターに係る業務の一部を委託された者、農業経営・就農支援センターに登録された専門家、市町村、新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業の実施において市町村から全国データベース等利用権限の委任を受けた者、農業委員会、農業協同組合、都道府県農業協会、都道府県農業法人協会、土地改良区、普及指導センター、株式会社日本政策金融公庫（※その他追加する機関（都道府県）

	府県労働局や公共職業安定所、一般財団法人自衛隊援護協会等) があれば明確にすること。)	
(略)		(略)
(別記 5	別紙様式 4)	(別記 6
	令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 農業人材確保推進事業計画 (実績報告) 書 (就農相談会実施)	令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 農業人材確保推進事業計画 (実績報告) 書 (就農相談会実施)
農林水産省経営局長 殿	所在地 団体名 代表者	所在地 団体名 代表者
	新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号 農林水産事務次官依命通知) 別記 5 の第 4 の 3 の (1) (実績報告書の場合は第 4 の 3 の (2)) の規定に基づき、 下記のとおり農業人材確保推進事業計画 (実績報告) 書を提出す る。	新規就農者育成総合対策実施要綱 (令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号) 別記 6 の第 4 の 3 の (1) (実績報告書の場合は 第 4 の 3 の (2)) の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推 進事業計画 (実績報告) 書を提出する。
	記	記

【事業実施方針】	(1) ～ (5) (略) 【添付資料】 (1) 別紙様式 6 事業収支計画 (実績) (2) (略) (別記 6 別紙様式 5) 令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 農業人材確保推進事業計画 (実績報告) 書 (農業インタナシツプ支援)
【事業実施方針】	(1) ～ (5) (略) 【添付資料】 (1) 別紙様式 5 事業収支計画 (実績) (2) (略) (削る。)

番 号

令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地

団体名

<u>代表者</u> 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号）別記6の第5の3の（1）（実績報告書の場合は第5の3の（2））の規定に基づき、下記のとおり農業人材確保推進事業計画（実績報告）書を提出する。 記 <u>【事業実施方針】</u> （1）事業の周知（募集）方法 <u>（社会人向け）</u> <u>（学生（大学生、高校生等）向け）</u> （2）農業インターンシップの実施	
--	--

インターンシップ 実施（予定）者数	人	実施農業法人 等数	法人
	うち経営 継承希望 者	うち経営 移譲希望 者数	人
うち学生	人	登録農業法人 等数	法人
<u>（インターンシップの具体的な内容）</u> ※体験内容の向 上、経営継承関連についても記載			

(3) 農業インターンシップの実施状況調査

(就農希望者への調査方法)

(体験受入法人等への調査方法)

(4) 農業インターンシップ後の意向調査

(別記 5 別紙様式 5) 事業収支計画 (実績)	(別記 6 別紙様式 6) 事業収支計画 (実績)								
<u>(第三者経営継承以外の場合)</u> 農業インターンシップ後の雇用就農状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">継続的に就農を検討する インターンシップ 実施者数</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">派遣先の農業法人 等で 雇用されたインターン シップ実施者 数</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">インターンシップ 実施者を雇用した 実施農業法人等数</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">△</td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">△</td> <td style="height: 40px; vertical-align: bottom;">法人</td> </tr> </table> <u>(第三者経営継承の場合)</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 40px; vertical-align: bottom;">マッチング数</td> <td style="width: 50%; height: 40px; vertical-align: bottom;">組</td> </tr> </table> 注： マッチング数とは、経営移譲希望者と経営継承希望者との間で合意し、技術及び経営ノウハウの継承に向けた研修を実施する者の組とする。 【添付資料】 (1) 別紙様式 6 事業収支計画 (実績) (2) 別紙参考様式 3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート		継続的に就農を検討する インターンシップ 実施者数	派遣先の農業法人 等で 雇用されたインターン シップ実施者 数	インターンシップ 実施者を雇用した 実施農業法人等数	△	△	法人	マッチング数	組
継続的に就農を検討する インターンシップ 実施者数	派遣先の農業法人 等で 雇用されたインターン シップ実施者 数	インターンシップ 実施者を雇用した 実施農業法人等数							
△	△	法人							
マッチング数	組								

経費の配分 (略) (別添) 環境負荷低減に向けた具体的取組内容	経費の配分 (略) (別添) 環境負荷低減に向けた具体的取組内容
第1 取組の趣旨 令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。 また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づき具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「<u>環境負荷低減チェックシートの提出</u>」については、以下のとおり実施するものとする。	第1 取組の趣旨 令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。 また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づき具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「<u>令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う</u>」こととされた。 これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出 1 (略) 2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画と併せて当該チェックシートを経営局長に提出すること。 <u>また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、経営局長に提出すること。</u>	第2 環境負荷低減チェックシートの提出 1 (略) 2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画と併せて当該チェックシートを経営局長に提出する。
---	--

(別記 5 参考様式 1)

個人用

就農相談カルテ

秘

整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
相談形態	☐ 電話 ☐ 面接 ☐ 手紙 ☐ Eメール ☐ その他	

1 相談者基本データ

フリガナ	氏名	〒	都道府県	市区町村
住所	(町名番地)			
連絡先	電話番号 1	電話番号 2		
生年月日	(満 歳)	性別	男性 ☐ 女性 ☐	その他 ☐
職業	☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 学生 ☐ 農業従事者	☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ パート・アルバイト ☐ 退職自衛官	☐ 無職 ☐ その他	
本人年収	百万円	世帯年収	百万円	
家族状況	配偶者の有無 ☐ 無し ☐ 有り ☐	子供の有無 ☐ 無し ☐ 有り ☐	子供の人数・年齢	同意無し・協力無し ☐ 同意有り・協力有り ☐ 同意有り・協力無し ☐ 同意無し・協力有り ☐
資格等	家族の同意 ☐ 有り(MT) ☐ 有り(AT限定) ☐ 無し(取得意欲無し) ☐ 大型特殊(農耕重限定含む) ☐	運転免許 ☐ 有り(MT) ☐ 有り(AT限定) ☐ 無し(取得意欲無し) ☐ 大型特殊(農耕重限定含む) ☐	その他資格	
出身地	都道府県			

(別記 6 参考様式 1)

個人用

就農相談カルテ

秘

整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
相談形態	☐ 電話 ☐ 面接 ☐ 手紙 ☐ Eメール ☐ その他	

1 相談者基本データ

フリガナ	氏名	〒	都道府県	市区町村
住所	(町名番地)			
連絡先	電話番号 1	電話番号 2		
生年月日	(満 歳)	性別	男性 ☐ 女性 ☐	その他 ☐
職業	☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 学生 ☐ 農業従事者	☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ パート・アルバイト ☐ 無職	☐ その他	
本人年収	百万円	世帯年収	百万円	
家族状況	配偶者の有無 ☐ 無し ☐ 有り ☐	子供の有無 ☐ 無し ☐ 有り ☐	子供の人数・年齢	同意無し・協力無し ☐ 同意有り・協力有り ☐ 同意有り・協力無し ☐ 同意無し・協力有り ☐
資格等	家族の同意 ☐ 有り(MT) ☐ 有り(AT限定) ☐ 無し(取得意欲無し) ☐ 大型特殊(農耕重限定含む) ☐	運転免許 ☐ 有り(MT) ☐ 有り(AT限定) ☐ 無し(取得意欲無し) ☐ 大型特殊(農耕重限定含む) ☐	その他資格	
出身地	都道府県			

2 (略)

3 (略)

4 相談内容等

1)相談区分

☐ 農地	☐ 住居・施設	☐ 研修
☐ 自治体受入支援	☐ 資金	☐ 農業法人等からの相談(求人含む)
☐ 雇用就農希望者からの相談	☐ その他	

2)相談内容

3)申し込み事項

4)紹介先

☐ 都道府県	☐ 市町村	☐ 農地中間管理機構	☐ 農業協同組合
☐ 農業法人	☐ その他		

2 (略)

3 個人情報の関係者共有の可否

「個人情報の取り扱いについて」の同意

☐ 同意 ☐ 非同意

4 (略)

5 相談内容等

1)相談内容

☐ 農地	☐ 住居・施設	☐ 研修
☐ 自治体受入支援	☐ 資金	☐ 農業法人等からの相談(求人含む)
☐ 雇用就農希望者からの相談	☐ その他	

(新設)

2)所感・申し送り事項

(新設)

参入相談カルテ

秘

整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
------	---------	---------

1 法人基本データ

フリガナ	法人名	西暦	年月日
フリガナ	フリガナ		
代表者氏名			
法人番号	法人設立年月日	西暦	年月日
フリガナ	担当者		
担当者氏名	部署・役職		
住所	都道府県	市区町村	
電話番号1	電話番号2	(FAX番号等)	
電子メールアドレス			

主な業務内容

☐	製造業	☐	建設業	☐	卸売業・小売業	☐	飲食業・宿泊業
☐	運輸業	☐	情報通信業	☐	医療・福祉	☐	教育・学習支援業
☐	農業	☐	林業	☐	漁業	☐	金融・保険業
☐	鉱業	☐	不動産業	☐	複合サービス事業		
☐	電気・ガス・熱供給・水道業	☐	サービス業 (他に分類されないもの)				
☐	その他	(その他の内容)					

資本金

百万円

従業員数

従業員数

うち農作業従事予定者数

人

人

2～18 (略)

参入相談カルテ

秘

整理番号	初回登録年月日	最終更新年月日
------	---------	---------

1 法人基本データ

フリガナ	法人名	西暦	年月日
フリガナ	フリガナ		
代表者氏名			
法人番号	法人設立年月日	西暦	年月日
フリガナ	担当者		
担当者氏名	部署・役職		
住所	都道府県	市区町村	
電話番号1	電話番号2	(FAX番号等)	
電子メールアドレス			

主な業務内容

☐	製造業	☐	建設業	☐	卸売・小売業	☐	飲食店・宿泊業
☐	運輸業	☐	情報通信業	☐	医療・福祉	☐	教育・学習支援業
☐	農業	☐	林業	☐	漁業	☐	金融・保険業
☐	鉱業	☐	不動産業	☐	複合サービス事業		
☐	電気・ガス・熱供給・水道業	☐	サービス業 (他に分類されないもの)				
☐	その他	(その他の内容)					

資本金

百万円

従業員数

従業員数

うち農作業従事予定者数

人

人

2～18 (略)

19 相談内容 20 その他の特記事項 21 申し送り事項 22 紹介先 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">☐</td> <td style="width: 20%;">都道府県</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">☐</td> <td style="width: 10%;">市町村</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">☐</td> <td style="width: 10%;">農地中間管理機構</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">☐</td> <td style="width: 20%;">農業協同組合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">☐</td> <td>農業法人</td> <td style="text-align: center;">☐</td> <td>その他</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	☐	都道府県	☐	市町村	☐	農地中間管理機構	☐	農業協同組合	☐	農業法人	☐	その他					(新設) 19 その他の特記事項 20 申し送り事項等 (新設)
☐	都道府県	☐	市町村	☐	農地中間管理機構	☐	農業協同組合										
☐	農業法人	☐	その他														

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名：
 組織名・代表者氏名：
 住所：
 連絡先：

申請時 （しやうず）	中請時 （ちゅうせうじ）	審査時 （けんさじ）	製造時 （せいぞうじ）
(1) 適正な取扱い ※重要機器等の製造を行う場合（該当しない□） 製造前低減に配慮した原料物等々の製造を検討	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(2) 適正な防除 ※重要機器等の製造を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農薬等々の調達は使用（特殺）	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(3) エネルギー・機械等の削減 オゾン破壊・温暖化等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(4) エネルギー・材料等の削減 省エネを考慮し、必要部・非効率なエネルギー利用をしない（四回：洗濯、ウオータピボ・クーラーなどによる、燃費効率的よい機械の利用等）ように努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(5) 環境負荷低減に配慮した部品、原料等の調達を検討	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(6) 燃費及び害虫の発生防止 ※燃料・潤滑油等の調達を行う場合（該当しない□） 燃費・害虫の発生防止・低減に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(7) 適正な廃棄物の処理 ※廃棄物の処理に努め、適正に処理する場合は（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(8) 生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が否定される工業等を実施する場合（該当しない□） ※特定事業者である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(9) 環境関係法令の遵守等	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(10) みどりの食料システム戦略の理解	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(11) 関係法令の遵守	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(12) 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(13) 労働者に対する教育等である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備・管理に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）
(14) 正しい知識に基づき作業安全に努める	□	□	製造時 （せいぞうじ）

注 本誌の記載内容は「録真しない」場合には（該当しない）にチェックしてください。二の場合、当該項目の申請時・審査時のチェックは不要です。

農業者キャリアアップ支援事業

(略)

